

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による  
「生活困窮者の自立の促進に資すること」の認定に係る事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪府の「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準(以下「認定基準」という。）」に基づき、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(以下「施設」という。)の認定事務の取扱いについて定めるものとする。

(認定の申請)

第 2 条 認定を受けようとする施設は、認定申請書(様式第 1 号)に、誓約書(様式第 2 号)及び必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定の決定)

第 3 条 知事は、認定基準に基づき、認定施設として認定をしたときは認定通知書(様式第 3 号)により、認定しないこととしたときは非該当通知書(様式第 4 号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第 4 条 知事は、認定基準に該当することを確認するために必要と認めたときは、当該施設を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定施設の公表)

第 5 条 知事は、第 3 条の認定を受けた施設について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第 6 条 認定を受けた施設は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第 5 号)により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第 7 条 認定を受けた施設が、認定を辞退するときは、辞退届(様式第 6 号)により、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第 8 条 知事は、認定施設としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準 1 (1) に規定する生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取り消されたとき。

- (2) 営業を廃止又は休止したとき。
- (3) 申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (5) 他の認定施設が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (6) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
- (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。
- (8) その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式第7号）により、当該認定施設に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

#### （報告）

第9条 認定施設は、知事から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

また、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合も同様とする。

#### （事務）

第10条 この要綱に関する事務は、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課において実施する。

#### （その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この基準は、令和5年9月26日から施行する。